

令和5年2月6日（月）
問合せ 経済部経済観光課
電 話 0126-63-0111
担 当 近藤

びばい事業継続緊急支援金の申請受付開始について

次のとおり、申請の受付を開始しますので、お知らせします。

「びばい事業継続緊急支援金」制度概要

コロナ禍におけるエネルギー価格の高騰により事業継続に支障が生じている事業者（特に影響の大きい運送事業者等）の皆さんを支援するため、北海道が支給する「道内事業者等事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）」の支給対象となった方に、美唄市の支援金を上乗せして支給します。

【支 援 金 額】○法人事業者 10万円
○個人事業者 5万円
○運送事業者等 上記金額＋台数等に応じた算出額

【支援対象要件】

- ・市内において事業を営む者（市内に店舗等を有すれば、市外の法人・個人事業主も対象）であって、北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）」の交付決定を受けている事業者であること。
- ・申請日以後において、市内で当該事業を継続する意思があること。
- ・法人の場合は資本・出資金が10億円未満、常時使用従業員2千人以下であること。
- ・代表、役員、従業員等が暴力団関係事業者等ではないこと。
- ・運送事業者等の場合は、主たる業務が総務省の日本標準産業分類に定められている大分類H運輸業・郵便業のうち、「中分類43道路旅客運送業」または「中分類44道路貨物運送業」に分類されていること。

■受付期間

令和5年2月10日（金）～令和5年6月30日（金）まで

■申請方法等

郵送及び持参

提出先：美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市経済部経済観光課商工労働係

■その他

申請書等については、令和5年2月8日に市ホームページで公開します。

必要書類等については、別添資料をご覧ください。

「びばい事業継続緊急支援金」

コロナ禍におけるエネルギー価格の高騰により事業継続に支障が生じている事業者（特に影響の大きい運送事業者等）の皆さんを支援するため、北海道が支給する「道内事業者等事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）」の支給対象となった方に、美唄市の支援金を上乗せして支給します。

支給金額	○法人事業者 10万円 ○個人事業者 5万円 ○運送事業者等 上記金額＋台数等に応じた算出額		
支援対象要件	・市内において事業を営む者（市内に店舗等を有すれば、市外の法人・個人事業主も対象）であって、北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）」の交付決定を受けている事業者であること。 ・申請日以後において、市内で当該事業を継続する意思があること。 ・法人の場合は資本・出資金が10億円未満、常時使用従業員2千人以下であること。 ・運送事業者等の場合は、主たる業務が総務省の日本標準産業分類に定められている大分類H運輸業・郵便業のうち、「中分類43道路旅客運送業」または「中分類44道路貨物運送業」に分類されていること。		
受付	期 間	令和 5 年 2 月 10 日 ～ 令和 5 年 6 月 30 日	
	郵送での申請を基本とします	送付先：	〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市 経済部 経済観光課商工労働係
	持参する場合	提出先：	市役所2階 経済部 経済観光課
	※申請内容に不備等がある場合は、電話でご連絡いたします。		
不給付要件 （給付対象外となる者）	① 国、法人税法別表第一に規定する公共法人 ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ③ 政治団体 ④ 宗教上の組織若しくは団体 ⑤ 代表、役員、従業員等暴力団関係者等である事業者 ⑥ ①から⑤までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者		
必要書類	① 「びばい事業継続緊急支援金（エネルギー価格高騰分）」申請書（押印したもの） ② 北海道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」の交付決定を受けたことを証する書類の写し ③ 本人確認書類（免許証の写し等） ※個人事業者のみ ④ 個人事業者で②及び③の住所が美唄市外である場合のみ、申請時点で美唄市に住所があることが分かるもの ⑤ 振込先口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ等） ⑥ 車両の台数がかかる書類（貨物軽自動車運送事業経営届出書、旅客自動車運送事業の計画書等）の写し ※運送事業者等のみ ⑦ 期間中に購入した燃料に関する請求書または領収書（経費の内訳、購入日、購入場所等が分かるもの）の写し ※運送事業者等のみ		
問合せ先	美唄市 経済部 経済観光課商工労働係 ☎ 0126-63-0111 （平日8:45～17:15）		